

国务院法制弁公室「中華人民共和国反不正当競争法（改正草案送審稿）」に対するコメント

会社名： AIPPI JAPAN

担当者： 会長 長澤健一

条項番号	修正提案	理由
	今回の改正草案と「営業秘密侵害行為の禁止に関する若干規定」（国家工商行政管理总局1995年公布、1998年改正）との関係を明確にしていきたい。	現行の営業秘密侵害行為の禁止に関する若干規定と、反不正当競争法（改正草案送審稿）とでは、重複しているところがあり、ユーザーが混乱する恐れがあるため。
第9条(3)	「取り決め」という文言は意味が広いので、具体的な文言を列挙するなど、意味を限定して頂きたい。	同左
第22条 第2項	「当該他人が立証責任を負担する」前提として、まず「他人が使用する情報とその営業秘密が実質的に同一であることを証明できる場合」とあるが、「実質的に同一であることを証明する」ことの具体例が分かるように、例えば下位法の「営業秘密侵害行為の禁止に関する若干規定」等で明確にしていきたい。	「実質的に同一を証明する」とことの具体例が不明確であるため。